

島田市住宅用省エネルギー設備設置事業費 補助金申請の手引

令和7年度 改訂

島田市 環境課 環境係

問い合わせ先

受付時間：8：30～17：15（平日のみ）

〒427-0034

島田市伊太7番地の1（田代環境プラザ内）

TEL：0547-36-7145／FAX：0547-34-5501

Mail：kankyo@city.shimada.lg.jp

<目次>

1. 制度概要	1
2. 申請の期間	1
3. 補助内容	2
4. 補助対象者	2
5. 補助金額	2
6. 申請の手続き	
(1) 申請者	2
(2) 申請書の提出	2～3
(3) 交付決定	3
(4) 工事着工	3
(5) 工事の完了報告	4
(6) 補助金交付額の確定	4
(7) 補助金の請求・支払い	4
7. 他の補助金との併用	4
8. よくある質問	5～6

1. 制度概要

住宅用太陽光発電設備から創り出す再生可能エネルギーの用途を「売却」から「自家消費」へシフトし、再生可能エネルギーの有効利用を図り、家庭における省エネを推進することを目的として、蓄電池及び燃料電池を設置される方に補助金を交付する制度です。

2. 申請の期間

4月1日から翌年3月末まで（予算がなくなり次第終了）

※申請は**設置工事着工前**となります。工事着工後申請は補助対象外となりますので、ご注意ください。

※年度末に申請を予定している方は、必ず事前に御相談ください。

※3月末までに、工事を完了して、工事完了後30日以内又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い方までに完了報告を行い、請求書を提出できることが条件です。

時期	申請者		島田市
<受付期間> 4月1日 ~ 翌年3月 (予算がなくなるまで)	①申請書等提出	⇒	②申請書等受理
			③審査 (受理から2~3週間で決定) ※時期や申請状況により前後しますので、ご了承ください。
	⑥決定通知書受領	⇐	④交付決定 ⑤決定通知書送付
決定通知受領後	⑦ 工事着工		
交付決定後~工事着工前 (申請内容に変更がある場合)	⑧変更承認申請書提出 ⑪変更承認書受領	⇔	⑨変更承認申請書受理 ⑩変更承認書送付
	⑫変更工事着工		
<完了報告期限> ・完了日から起算して30日 を経過した日まで。 ※最終は翌年度4月10日 ※報告が30日を超える場 合は 遅延理由書 の添付が 必要	⑬ 工事完了 ⑭完了報告書等提出	⇒	⑮完了報告書等受理
			⑯審査 (受理から1週間で確定)
	⑰確定通知書受領	⇐	⑰交付確定 ⑱確定通知書送付
完了報告時に添付も可	⑳請求書提出	⇒	㉑請求書受付
	㉒補助金受領	⇐	㉒補助金交付(口座振込) (支払まで1か月程) ※時期や混み具合により前後しますので、ご了承ください。

3. 補助対象設備

	種 類	内 容
機 器 設 置	定置型リチウムイオン蓄電池	住宅用として設置する定置型リチウムイオン蓄電池であり、以下のすべてを満たすものをいう。 (1) 太陽光発電設備が設置された住宅又は同時設置しようとする住宅に設置すること (2) レンタルまたはリース・PPAモデル※1でないもの
	家庭用燃料電池 (エネファーム)	(1) 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成され、電気と熱の供給を主な目的として構成される設備。 (2) レンタルまたはリース・PPAモデルでないもの

※1 PPAモデル…電力販売契約モデル。太陽光発電設備の設置業者が電力消費者の建物の屋根や敷地などのスペースに太陽光発電設備を設置し、電力消費者はそこで発電した電力を購入し、設置事業者がその設備の運用・保守を行う契約のこと。

4. 補助対象者

- (1) 市が再生可能エネルギー等に関する情報を提供すること及び環境の施策に係る調査等を依頼することに同意する者
 - (2) 次のいずれかに該当する者
 - ①市内の住宅に、補助対象設備を設置する予定の者。
 - ②未使用の補助対象設備が設置済みの市内の既設住宅※2を購入する予定の者。
- ※2 既設住宅…未使用の住宅用省エネルギー設備が設置された住宅（建売住宅・中古住宅、リノベーションハウスを含む。）

5. 補助金額

	種 類	補 助 額
設 備 設 置	定置型リチウムイオン蓄電池	10万円
	家庭用燃料電池導	5万円

6. 申請の手続き

(1) 申請書の提出

- ・申請を行うときは、次の必要書類を工事着工前（既設住宅の場合は、入居前）に島田市役所環境課（田代環境プラザ）へ提出してください。

市役所本庁舎では受付できませんので御注意ください。

- ・郵送での受付も行いますが、受付は申請書類が田代環境プラザへ到着した日となります。予算の残額により受付を終了することがありますので御了承ください。
郵送の場合は、提出書類について確認する際の連絡先を必ず明記してください。
- ・業者の方が代理で申請する場合は、御担当者様の名刺等、担当者の連絡先が分かるものを添付の上御提出ください。

【申請時の必要書類】

①島田市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）		
②設置する住宅用省エネルギー設備の仕様が分かるカタログ等の写し		
③施工の内容が分かる書類 ・見積書または契約書の写し ※可能な限り、契約書の写しの添付をお願いします。		
④工事予定箇所の現況写真（住宅用省エネルギー設備が未設置の場合は施工予定箇所、既設住宅を購入する場合は設置されている様子の写真）		
⑤	蓄電池	エネファーム
<既に太陽光発電設備が設置されている場合>	<太陽光発電設備と同時に設置する場合>	必要書類なし
・設置されている様子が分かる写真 (太陽光発電設備が設置されている屋根等の写真)	・同時に設置しようとしていることがわかる書類 (③の見積書または契約書の写しで代用可)	

(2) 交付決定

申請は先着順に受理します。不備等があった場合は手続きに時間が増えるので余裕を持って申請してください。書類審査の後に、申請者へ「交付決定通知書」を送付します。

(3) 工事着工

交付決定通知受領後に設置工事の着工をお願いします。
対象設備の変更や補助金額に変更が生じる場合は、変更承認申請書（様式第7号）を提出してください。

【「工事着工」とは】

工事着工は、当該設備を設置予定の敷地内に据付けする工事を開始することを指します。

(4) 工事の完了報告

工事が完了したときは、完了報告を設備の設置を完了した日から起算して 30 日を経過した日までに完了報告書（様式第 2 号）に必要書類を添付して提出してください。
30 日を経過した場合には、遅延理由書（任意様式）の添付が必要となります。

【「設備の設置を完了した日」とは】

対象設備の配線工事まで完了し、申請をした者が当該設備を使用できる状態となった日を指します。

【完了報告時の必要書類】

①島田市住宅用省エネルギー設備設置費補助金完了報告書（様式第 2 号）
②工事に要した経費の領収書等の写し
③工事完了後の写真 ・対象設備が設置された様子が分かる写真 ・（定置型リチウムイオン蓄電池を設置した場合のみ）パソコンが写っているもの
④設備の製造番号が分かる書類 ・設置した住宅用省エネルギー設備に貼られた製造番号が記載されたシール（銘板）の写真等（保証書の写しでも可）
⑤（太陽光発電設備を同時設置した場合のみ）設置が確認できる写真

その他

請求書

完了報告書提出時に同時提出も可能ですが、その場合は、金額・文書番号・日付提出日は記入しないでください。

※請求者の押印は必須です。

(5) 補助金交付額の確定

完了報告を受理してから、島田市の審査を経て、1 週間程で交付確定をし、「補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）」を送付します。

(6) 補助金の請求・支払い

補助金交付確定通知書を受領したら、「補助金交付請求書（様式第 11 号）」を速やかに提出してください。

7. 他の補助金との併用

この補助金は、国や県などの補助金と併用することは可能です。

8. よくある質問

- Q 1. 蓄電池を設置したのですが、補助は受けられますか？
A 1. 工事着工前の申請が補助金の交付の条件となりますので、設備設置後（工事着工後）の申請は残念ながら補助対象外となります。
- Q 2. 設置についてまだ検討中の段階ですが、申請書を事前に提出してもいいですか？
A 2. 予算額には限りがあります。仮押さえのような申請は、他の申請者の方に不利益を与えることとなりますので御遠慮ください。設置が決定した時点で申請書の提出をお願いします。
- Q 3. 補助対象機種に決まりはありますか？
A 3. 定置型リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池（エネファーム）の両者について、機種の制限はありません。また、機種の質問として、リン酸鉄バッテリーというものがありますが、基本的な正式名称が「リン酸鉄リチウムイオンバッテリー」なため、申請していただくうえでは問題ありません。
- Q 4. 国や県などの補助金との併用は可能ですか？
A 4. 問題ありません。
- Q 5. 現在新築工事中の住宅に、近日中に設置しようとしているのですが、今から交付申請して間に合いますか？
A 5. 設備設置工事着工前であれば申請可能です。申請は受付順に手続きを進めますので、交付決定までに2～3週間の余裕を持って申請してください。
- Q 6. 設備が設置されている建売住宅を購入する場合、対象となりますか？
A 6. 既に設置されている設備が未使用であり、申請者が入居前（住所変更前）であれば問題ありません。契約締結後に申請書を提出してください。
- Q 7. 設置場所を変更したいのですが、手続きは必要ですか？
A 7. 連絡は不要です。
- Q 8. 請求書の押印は実印ですか？
A 8. 認印で結構です。ただしゴム印の使用は不可となります。
- Q 9. 完了報告書に添付する領収書の金額と契約金額が違いますが大丈夫ですか？
A 9. 一致することが望ましいですが、申請者と設置業者との間で支払が行われた確認ができれば結構です。
- Q 10. 完了報告書に記載する設置完了年月日はいつにすればいいですか？
A 10. 基本は設置工事が完了した日（4ページ参照）を記載してください。領収書発行が遅くなった場合には、完了報告書に添付する書類に記載されている日付で最も遅い日付を記載してください（ただし、領収書の日付が交付決定を受けた年度を超える場合は、設置工事が完了した日付を記載してください）。

なお、設置完了年月日から 30 日を超えて報告書を提出する場合には、遅延理由書の添付が必要となります。

様式は任意様式となりますので、遅延理由と提出者の氏名を記載の上、御提出をお願いします。

Q11. 申請書類を訂正する場合に訂正印は必要ですか？

A11. 不要です。誤りがあった箇所に 2 重線を引き、その上等に正しい文言を記載してください。ただし、金額の訂正はできません。

Q12. 予算の残額はどこで確認できますか？

A12. 市役所ホームページ（省エネルギー設備設置事業費補助金）に予算残額を記載し、定期的に更新します。残額が少なくなった場合を除き、電話での問い合わせには回答しかねます。